

# 梁啓超の版權論に関する一考察 —— 「支那に版權制度を布くの策」の漢訳と評論を中心に

李 海

## 1. はじめに

近代中国が西洋の科学文明を受け入れる過程において、洋書の翻訳が避けては通れない課題となる。書籍の翻訳に伴い、版權の問題が発生する。西洋諸国に遅れを取っている中国では、版權にまつわる法律の設定も例外ではなかった。清朝滅亡直前の1910年、中国初の版權法『大清著作権律』がようやく頒布された。その法律が設定される前、嚴復、張元濟、蔡元培など多くの文化人が版權問題について見解を述べていた。そして、中国近代の版權の相關問題を検討する際、上記の人物を中心に研究が行われていることがほとんどである。

だが、近代中国の啓蒙の第一人者とも言われている梁啓超の版權論をめぐる検討は、管見の限り、李明山氏「梁啓超：近代中国倡導版權第一人」と吳有定氏「梁啓超的版權觀念與實踐」の二編しかない。近代出版業の発達に照らして、後進国中国の版權の誕生は、何と云っても外国書の翻訳と密接に関係している。その外国書の翻訳を盛んに鼓吹してきたのは他ではなく梁啓超である。そして、彼にとって、版權は避けては通れない問題のはずであった。

本論では、李明山氏らが提示した梁啓超の版權に関する先行研究に学びつつ、李明山氏らが注意を払っていなかった部分に焦点を当てる。まず、版權問題の相關資料の翻訳に見られた改変から、梁啓超の版權論を考察する。さらに、梁啓超の評論の中で言及されていた日本人名や書物について、筆者が把握している資料を提示し、梁啓超の版權論を検討して行きたい。

## 2. 梁啓超訳「支那に版權制度を布くの策」

梁啓超は日本書を漢訳する際、発生した版權の問題について、如何なる態度を示したのか。李明山氏の提示によれば、『清議報』第13冊には、「読經濟新報布版權於支那論」（經濟新報「支那に版權制度を布くの策」を読む）という論評

が掲載されていた。しかし、署名はなかった。『清議報』は、梁啓超が 1898 年 12 月に横浜で創刊し、1901 年 11 月まで計 100 号が刊行された。梁啓超は一人で編集者と主筆を兼ねて、発表した文章は筆名を使うか、もしくは無署名である。『清議報』に掲載された文章の多くは彼が書いたものと考えられる。<sup>1</sup>李明山氏は論文「梁啓超：近代中国倡導版權第一人」の中で「根拠文章思想内容和文筆風格等各方面情況判断、此文作者應該是梁啓超（文章の思想内容及び文筆の風格など各方面の情況によって判断し、この『読經濟新報布版權於支那論』の著者は梁啓超に違いない）」と述べている。梁啓超が打ち出した『清議報』の主旨は以下のようである。

- 一、維持支那之清議激發国民之正氣（支那の清議を守り、国民の正氣をかき立てる。）
- 二、増長支那人之学識（支那人の学識を増進する。）
- 三、交通支那日本両国之声氣聯其情誼（支那と日本、両国の声氣を通じ合わせ、情誼を結び合わせる。）
- 四、發明東亜學術以保存亜粹（東亜の學術を闡明して亜粹を保存する。）<sup>2</sup>

「読經濟新報布版權於支那論」一文は見比べてみると、『清議報』で挙げた主旨に合致するため、梁啓超の作の可能性が高い。また、李明山氏の指摘では、『清議報』は同人雑誌のため、文章の多くは梁啓超及び同人の手によるものであり、彼ら以外の作品の投稿は稀である。当時『清議報』の投稿は原稿料をもって報酬とするのではなく、著書を互いに贈与することによって、原稿料と相殺する形をとっている。<sup>3</sup>

筆者の調べたところでは、『清議報』に掲載された「読經濟新報布版權於支那論」は天野為之（1860-1938）が主宰する『東洋經濟新報』（第 124 号、1899 年 5 月 15 日）に和訳された。その冒頭には「本篇は支那改革運動に関係ある清客某氏の寄稿に係る者にして少しく憚る所あつて其姓名を記さず」と付された。

これによって、この文章は梁啓超の作であることが明らかになった。支那改革運動とは、つまり、康有為、梁啓超らが主導した戊戌変法のことである。それが失敗し、梁啓超は日本に亡命し、身の安全を守るため、日本名「吉田晋」を名乗る。<sup>4</sup>日本の新聞雑誌が梁啓超の文章を掲示する際、名を伏せたのは、彼の身の安全における配慮である。このような日中の知識人が各自主宰する雑誌に、互いの論文を掲載したのは、両者とも同じく版權問題に関心を持っていた

ためと言えよう。ただ天野為之が訳した梁啓超の文では「原稿漢文なれば便宜の爲め訳して茲に掲ぐ従て字句多少の修正なきを得ず」<sup>5</sup>と述べているが、実際、筆者が訳文と原文を比較した結果、二、三煩雑と思われる箇所を省略した以外、原文を忠実に訳したと言える。

だが、『清議報』掲載『東洋經濟新報』の論文の訳はそうは行かない。筆者は『清議報』の訳を『東洋經濟新報』の原本と比較した結果、改訳、削除された箇所を幾つか発見した。その変更したところには、梁啓超の狙いおよび版權問題についての見解が見られるのではないかと筆者は推測している。

以下は改刪した箇所を原文と比較しながら検証していく。

## 2.1 「改善」を「改良」に

(1) 原文：然れとも今假りに支那は之を改善するを要し。(下線は筆者、以下同様)

訳文：然今苟欲謀支那之改良。

(2) 原文：抑も斯の如くして焉んぞ能く支那文物の改善を望むべけんや。

訳文：於此而欲望其文物之改良。

戊戌維新において梁啓超は改良主義の政策を取っており、常に改良を念頭に置いていた。原文の改善より改良のほうが梁啓超の政策の宗旨・内容が反映できるため、改訳を行ったと考えられる。

## 2.2 「供給」への異議

(3) 原文：支那四億の民に經世實用の知識を供給するに在り。

訳文：皆以人民經世實用之智識為之基。

(4) 原文：抑も支那人民の知識を啓發して泰西の學術に通せしめんと欲せは先つ良教科書の供給なかるべからず。

訳文：夫欲開其人智使通西学。必藉於良教科書。

(5) 原文：而して支那人に此種の良教科書を与へんと欲せば。

訳文：広訳而流布之。

(3) (4) の訳文では、供給が省略された。“供給”は一方的に支給の意味を表し、受け入れる側の能動性を表現できない。常に国民の主導性、自力・自強の精神を培うことを念頭に置いている梁啓超は国民に対して西洋の科学文明の吸収に当たって、単なる受け入れの姿勢は望んでいない。同様な精神を反映す

る梁啓超の別の短文「保全支那」が『清議報』第33冊（1899年12月23日）に掲載されている。

歐人日本人、動曰保全支那。吾生平最不喜聞此言。支那而須借他人之保全也、則必不能保全、支那而可以保全也、則必不借他人之保全。言保全人者、是謂侵人自由、望人之保全我者、是謂放棄自由。（中略）民也者、貴獨立者也、重權利者也、非可以干預者也。惟國亦然。曰保全支那者、何以異是？（ヨーロッパ人、日本人は常に「保全支那」と言う。吾は従来この言葉が最も聞きたくない。支那を保全するため他人の力を借りなければならないならば、則ち保全は必ずできない。支那が保全しうるならば、則ち他人に保全してもらわない必要がない。他人の保全を言う者は他人の自由を侵害するものである。他人によってわが保全を望む者は、自由を放棄するものである。（中略）民は独立を重視し、権利を重んずるもので、関与を受けるものではない。国も同じである。曰く支那を保全する者がなぜこれと異なるだろうか？）

その主旨としては、中国は自国の独立、国民の権利を自ら守るべきである。決して他国からの保全を求める必要がない。弱国にいながらも、高い志を持つ、高潔な気風が読み取れる。

「読経済新報布版權於支那論」の検討に戻ろう。例(5)において、“与へん”を削除したことによって、この文の主語である「日本」があいまいになった。その結果、読者はその主体が中国人であるように読み取れる。そうすれば、訳書の主体は中国人に変わり、訳書における中国人の自主性を強調する効果が現れる。

### 2.3 「自強」への信念

(6) 原文：我輩は是等の理由を以て、切に我外交当局者に望むらくは外交の手段に渡りて、支那に提議し、版權を支那に布くの策を実行せんことを。是れ支那改善策の一として、最も行ひ易きのみならず、其効力又最も適切なる者なり。

訳文：我輩以此之故。切望我外交当局者。速與支那提議実行布版權之策。此協助支那之最易行者也。

(7) 原文：然れとも文物進歩の程度幼稚なる者が版權同盟に入るは最も不利益なる者。

訳文：凡文物進歩尚弱之國。最不宜入版權同盟。

(8) 原文：平生利を見るに敏なる支那人必ずや争ふて書籍の変策に力め。

訳文：吾知支那人必多能自輯佳書。

日本は明治維新の成功を収め、国力が増強し、日清戦争で、長年師と仰いだ中国に勝ち、民族的優越感が高揚している。「支那に版權制度を布くの策」の中にも、「我日本人は支那人に先って文明の知識を得たり」などの表現から、中国の上位に立つ優越感を言葉で表現した。例文(6)では、日本側の上目線での「支那改善策」を梁啓超は同等の立場を表す「協助(協力、助け)」と訳し直した。天野為之の上記の論文にあるように、彼は版權制度の頒布を契機に、主に経済面で日本は中国をコントロールすべきだという野心を抱いていた。

しかし、梁啓超の狙いは、版權制度の確立を通じて、日本の良書を中国に持ち込み、中国の近代化に貢献することである。例文(7)では、否定的な意味しか持たない「幼稚」を「尚弱」に直した。ここでは「幼稚」は文明の状態を表す形容詞である。動的变化を反映することではない。「尚弱」はその文物進歩の程度を反映した上で、次第に強くなるとの期待感も読者に与える。さらに、例文(8)に見える「平生利を見るに敏なる支那人」のような中国人の自尊心を傷つける一方的な評価は、梁啓超によってばっさり切り落とされた。

逆に、梁啓超が強調すべきと思うことについては、付け加えられたところも見られる。

## 2.4 強調のための追加

(9) 原文：然るに支那には今や殆んど良教科書なし。曰く三字経曰く千字文、曰く四書、曰く五経是れ即ち支那に於ける普通教育の教科書なり。

訳文：今日支那此種之書。殆絶無焉。曰三字経。曰千字文。曰四書。曰五経。非粗浅而無用。即深而難解。

(10) 原文：自己の利益を犠牲にして公共心の為めに尽さんと欲するか如き人物は、蓋し千百人中に一人を得るのみ。

訳文：不顧一己之利益。而惟以覺世為心者。千万人中不過一二人耳。

(11) 原文：夫の岡本某氏の万国史の如き数十万を売り尽くせりと云ふに  
あらずや。

訳文：如前者岡本監輔氏之万国史記。銷售至数十万部云。

例(9)の原文では、三字経、千字文、四書、五経などの中国の古典が普通教育の教科書である事実を述べたことにとどまっておらず、古典自体を否定してはいなかった。だが、梁啓超は「非粗浅而无用。即深而難解（粗くて浅い、無用のものでなければ、すなわち深奥で難解である）」と一概に否定的な見解を表した。これは、彼は新学（西洋の学問）を広げたいため、旧学（中国の学問）をそれと対立した立場に位置付け、痛烈な批判を加えたものと考えられる。

例(10)では、公共心を持つ人の比率について、原文は千百人中に一人と述べているのに対し、梁啓超は千万人中に一二に過ぎないと、中国人の公共心の欠如を強調した。

(11)の例では、梁啓超は『万国史』を『万国史記』に訳し直し、天野の間違いを訂正した。さらに、著者のフルネームを掲示した。これは、梁啓超が当時岡本監輔の著作をよく知っていたことを証明している。実は、梁啓超は当時、日中の連携を訴える日本人に格段の注意を払っていた。

『万国史記』の著者岡本監輔はその中の一人である。岡本監輔（韋庵 1839～1904）はこれまで、サハリン（樺太）探検家、北方問題に携わった人として知られている。近年、岡本監輔に関する研究が成果を上げ、教育家、社会活動家の一面も知られるようになった。<sup>6</sup>岡本監輔は善隣協会という当時中国の近代化運動に貢献するために日本書を漢訳する団体の中心メンバーの一人であった。

梁啓超も善隣協会に関心を示し、『清議報』第2冊（1899年11月21日）に、「善隣協会主旨」（梁啓超の修正をほどこす）を掲載した。宗旨の中では「欲訳述新書。以輸清韓、以表善隣之実（新書を翻訳し、著述することを欲し、清韓に輸出し、以って善隣の実を表す。）」と述べられていた。

梁啓超は彼らに関心をもったのは、かつて日本書の翻訳を最大の目的とした「大同訳書局」を組織したものの、上手く行かなかったからである。この時、日本の有識者が中国の近代化のため、訳書を手伝うという朗報が飛び込んできた。

これは梁啓超にとって、むしろ大変助けになったわけである。梁啓超もそれに協力し自分の雑誌で関連する日本人の訳書の紹介を行っている。筆者の調べでは、『新民叢報』第9、11号（1902年6月6日、7月5日）に掲載した梁啓超が書いた「東籍月旦」（日本の書籍についての評価）に、岡本監輔が再び登場した。

万国史綱目 重野安繹著 上編四冊 定価一元

著者為文学博士大学教授、日本漢学家第一流也。其書全用漢文、所用人名地名、亦依瀛環志略等旧籍所常用者。蓋專為中国人而著也。其体例倣朱子綱目、用編年体、毎条皆列一綱目、其目則低一格、叙事頗為簡潔、宜於中国人腦質（中略）未通東文者、得此亦勝於讀岡本監輔之万国史記、且勝於坊間尋常訳本也。（『万国史綱目』 重野安繹著 上編四冊 定価一元 著者は文学博士、大学教授、日本第一流の漢学家である。その著書は全て漢文を用い、使用している人名、地名も『瀛環志略』などの旧籍が常用のものである。蓋し専ら中国人のために著したと思われる。その体例は朱子の綱目を模倣し、編年体を用い、一条ずつ一綱目に並べ、その目は一段と低く、叙事は頗だ簡潔で、中国人の脳質に適合する。（中略）日本語にまだ通じていない者は、これを入手すれば岡本監輔の『万国史記』に勝る、かつ本屋にある尋常な訳本に勝る。）<sup>7</sup>

この文脈から見れば、梁啓超は『万国史記』の内容を把握していただけでなく、その関連する人物にも注意を払っていた。重野安繹（1827～1910）について、引用の通りかなり詳細な解釈を付している。重野安繹の『万国史綱目』は漢文で書かれ、その本の格式にも朱子の綱目を用いたりなどもっぱら中国人のために書いたという情況も把握していた。

また、最後日本語がわからない人にとって福音であって、「勝於坊間尋常訳本（本屋にある尋常な訳本に勝る）」という賛辞を送り、中国の読者に勧めた。梁啓超がここで言及している重野安繹も善隣協会に深くかかわりを持つ人であって、善隣協会成立の宗旨は、重野安繹が添削、評価し、署名していた。<sup>8</sup> 梁啓超は、重野安繹が中国人のために著作を發表することを知っていた。このように彼は中国の翻訳事業を發展させるため、絶えず日本人協力者との連携を考えていた。

さらに、文中と文末において、重複しているように思われる段落は省略もしくは削除した。原文の第三段落は全文を省略しているが、省略した部分は以下のようなものである。

由来支那人知識啓発の策として唱道せられたる者三四之れあり。曰く海外列国に遊学して見聞を広くすべし。曰く大、中、小学校を設立して人才を養成すべし。曰く科挙の法を変して登庸の途を開くべし。曰く盛んに新聞雑誌を發行して衆人の知識を開発すべし。曰く農工商専門の学校を起して

工芸技術を練習すべしと。是等の方法皆知識啓発の策として必要なる者なるべし。然れとも一方に於て是等の方法を実行すると同時に、他の一方に於て支那に版權制度を布き、以て知識供給の原動力を保護すること、極めて必要なりと云はざるべからず。此策未だ従来人の唱道する所とならずと雖も其急切肝要なると前数者の策に勝れり。

省略したのは、中国人を啓発するために見聞を広め、人材を育成し、変法を行い、新聞・雑誌を発行することなどに言及していた箇所である。つまり、天野為之は再三、中国の近代化の諸事業を成功させるためには、まず版權制度を確立すべきだというやや強引にも読みとれる理論を強調しつづけた。そして、梁啓超がこのような省略を行ったのは、「上記の段落の主旨は日本書の漢訳を推進するものではない」と読者が曲解する可能性を考慮したからではなかろうか。

### 3. 漢訳「支那に版權制度を布くの策」の内容

梁啓超は天野為之の「支那に版權制度を布くの策」を漢訳し、それを評価する文章「読経済新報布版權於支那論」も同時に発表した。以下はその内容について検討したいと思うが、その内容を検討する前に、当時の日本の版權状況、特に日本における中国の版權に対する態度は如何なるものかを見る必要がある。

日本では、1893年に版權法を公布し、1899年7月15日、著作権法を施行し、1900年、万国版權同盟に加入し、著作権は一つの課題となった。日本と中国の版權をめぐる交渉にも、日本の国益を中心に論争があった。この時期の新聞雑誌には中国に対して、版權を主張する記事が目立つ。「清国開発と版權問題」(『教育時論』、1901年12月5日)では、「我邦が清国開発の実を挙げるの一方法として、必ず通商条約中に、版權保護の一項を加え、以て我著訳家、及出版者をして、安心其業に奮励せしめられんことを、切望に勝へざるなり」と述べ、日本の中国への版權の頒布を要請した。

同誌「清国の書肆と出版」(1903年8月15日)では、「近来日本の図書出版者より、版權の保護等につき、我が領事より請求する処ありしに、盛京將軍は之を容れて書籍の翻刻を禁止しぬ」と述べている。現実には、中国に対する版權を主張する団体、出版社が、「不許漢訳」を書物の奥付に明記した極端な例もある一方、歴史的な中国の学恩を理由に、中国に対して版權の主張はできないという意見も見られ、<sup>9</sup>中国の出版物を助け、出版に助力した個人や団体も見られる。<sup>10</sup>



当時弱国の中国は、西洋から文化、科学技術を吸収する側に立っていた。もし版權保護条約に加入すれば、書物を翻訳する主導権は外国に移り、中国ではそれを自由に訳せなくなるため、当面中国にとって不利と考えられた。そのため、「包括朝臣張百熙、劉坤一、在野人士蔡元培、張元濟、都表示出了堅決的反对意見」（朝廷の高官張百熙、劉坤一を含め、在野の学者である蔡元培、張元濟が強い反对意見を表明していた）<sup>11</sup>に見るように、版權制度への反对意見は当時の中国知識人の間では主流となっていた。

しかし、「読經濟新報布版權於支那論」の中では、梁啓超はむしろ、版權を保護するという見解を打ち出したように見える。それは長いスパンで国家文化、科学技術の発展を考えると、版權の保護は必要である。この点から見れば、版權を長期的な発展の視野に入れることは、『清議報』の民智を開くという主旨に合致する。さらに、梁啓超は中国に版權を導入するに認めるといっても、単に無条件に受け入れるのではなく、以下のような条件・提案を行っているのである。

抑原論所最注意者。在広訳良教科書。斯固然矣。雖然、教科書固極急之務。然其効所及者。僅在学校及幼年之生徒。猶有緩而不急偏而不全之欠点。故以鄙意論之。於一方訳良教科書之外。其他之一方。不可不急訳国家社会的理論上之書。及政治經濟的實際之書。以改變我国青年之思想界」。（『東洋經濟新報』に掲載した「支那に版權制度を布くの策」が最も注意を払ったのは、広く良い教科書を訳すことである。これは固よりそうである。教科書を訳すのは急務だが、その効果が及ぶのは、わずか学校及び幼い生徒にあり。なお、効果は緩慢で、偏りがあるという欠点がある。ゆえに、鄙見では、広く良い教科書を訳す以外、他方、国家・社会の理論書を急いで訳さなければならない。及び政治・經濟の實用書を以って、我国の青年の思想を改變する。）

以上の条件、提案を見れば、梁啓超が主宰する『清議報』の版權を重視する文章の掲載意図が明らかになる。要するに、日本側の協力を得ながら、中国の発展に助力することである。この文章で言及した翻訳の内容と「論訳書」（1897年5月から7月）及び「大同訳書局叙例」（1897年10月16日）を比較すればわかるように、政治変革を中心とする訳書の方針には変わりがない。<sup>12</sup>

ただ、「論訳書」及び「大同訳書局叙例」は戊戌変法（1898年6月11日～9月21日）の前に発表したものであって、特に、「論訳書」は戊戌変法の理論基

礎である『変法通議』に掲載されていることから、変法を念頭に置いて書かれた特徴が見られる。変法が失敗した後、来日した梁啓超は変法における中国の思想界の基礎が脆弱であることをあらためて実感した。これも、彼が中国の改革には思想面の変革が重要であると認識し、訳書の重要性を再三強調した原因と考えられる。

梁啓超が来日後に発表した「読経済新報布版權於支那論」では、来日前の「大同訳書局叙例」と「論訳書」が挙げた訳書の内容には変化が見られる。「大同訳書局叙例」では、「本局首訳各国変法之事、及将変未変之際一切情形之書、以備今日取法（本局はまず各国変法の事、及び変法寸前に際し一切の情形の書を翻訳する、以て今日の変法に資する）」、「論訳書」では「当以尽訳西国章程之書為第一（西洋の章程が第一に訳しつくすべき）」と述べている。

戊戌変法の勃発で、梁啓超は日本に亡命を余儀なくされ、その後、変法や外国の章程に関する書籍を訳す現実的な意味はもはやなくなった。日本の明治維新をモデルにした戊戌変法は、日本とは異なる結果となったのである。そして、梁啓超は来日後、変法や章程に関する書物の翻訳には言及せず、その基礎となる国家原理、政治経済類の本の翻訳を第一の急務と考えるようになっていった。

#### 4. 終わりに

『東洋経済新報』第119号（1899年3月25日）の第一面に「支那に版權制度を布くの策」という評論が掲載され、その後、わずか一週間後に梁啓超が編集長を務めている『清議報』に、当論文をめぐる評論「読経済新報布版權於支那論」が掲載されて、その原文が漢訳された。本論文では、それをめぐって、梁啓超の版權論について検討を行い、以下の結論が得られた。

まず、梁啓超は『東洋経済新報』の文章を漢訳する際に、改変を行なった。梁啓超は皇帝中央集権の下に、改革変法を実施してきたいわゆる“改良派”に属している。そのため、“改良”という宗旨を終始念頭に置き、変法失敗後、日本に亡命してもその主旨は変わらなかった。当時日本では、一部の人が日中連結を唱え、中国の近代化を助けることに乗り出した。その一環として、日本書の漢訳が挙げられる。当時、中国では、質の悪い翻訳が数多く存在し、天野為之は、版權の頒布によって、質の良い訳書を提供する主旨の版權論を発表し、梁啓超はそれを歓迎する意を表明した。

次に、梁啓超は中国の自強、自力を始終念頭に置き、それを強調していた。

その文字の裏に、日本の覇権について国民に警鐘を鳴らしたと考えられる。『清議報』の13冊に掲載した「読経済新報布版權於支那論」の前に、『清議報』の第2冊では、善隣協会の主旨が掲示されていた。その関連する人物、たとえば、岡田監輔、重野安繹の紹介もその後の、梁啓超の著作に現れている。

『清議報』13冊から33冊（1899年4月から10月）に掲載されたブルンチュリ（Johann Kaspar Bluntschli）の「国家論」は、梁啓超が吾妻兵治の漢訳から重訳した。その吾妻兵治も善隣協会の重要なメンバーである。その後の活動に照らしてみれば、善隣協会活動の一環として、清国をはじめとする東アジア諸国の人士に対し、明治維新に成功した日本の文明的達成を漢訳して提供する出版社善隣訳書館の発足を岡田監輔や吾妻兵治が1899年上半年頃に準備していたことが分かる。<sup>13</sup>

その清国に漢訳日本書を提供する出版社では、株式組織に変える動きも見られた。その理由は六つ取り上げられているが、最後の一条で「我れ将来彼れの出版業を独占することを得」、<sup>14</sup>という野心が暴露されている。梁啓超の予見は不幸にも的中したと言える。

さらに、本論で分析した通り、梁啓超は版權の導入における訳書の重要性を重ねて強調した。翻訳すべき書物について、天野為之が提示した教科書類の翻訳には、梁啓超は異議を呈し、国家・社会の理論書の翻訳を筆頭に挙げて反論した。要するに、当時日本と中国は、同じ西洋文明を受け入れる側に立っていたが、それぞれの発展段階には差があるため、版權についての受容の仕方も異なる。

梁啓超は至って早い段階で、版權の導入に積極的な態度を示したのも版權に反対する他の中国知識人と異なる一面があった。それは、梁啓超の版權論には質の良い国家・社会類の訳書を求め、社会変革と民衆を啓蒙する狙いが含まれていたのである。

## 注

- 1 例えば、『清議報』に連載されている『佳人奇遇』にも署名がないが、梁啓超の作品集である、『飲冰室合集』「文集」19の八十八（p1）には「任公選制戊戌出亡、東渡日本舟中訳此自遣、不署名氏」と示して収録されているから梁啓超の訳であることがわかる。
- 2 梁啓超『飲冰室合集』「文集」3、中華書局、1989年、pp. 30-31。訳文は丁文江、趙豊田編、島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』第一巻、岩波書店、2004年、p292

から引いたものである。

- 3 李明山「梁啓超：近代中国倡導版權的第一人」原載『編輯学刊』2003年第1期、本文では、『20世紀中国著名編輯出版家研究資料滙輯I』（宋応離、袁喜生、劉小敏編、河南大学出版社、2005年）p314から引用。
- 4 前掲島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』第一巻、p296。
- 5 『東洋経済新報』（東洋経済新報社、第124号、1899年5月15日）p10。
- 6 『アジアへのまなざし岡本韋庵：阿波学会五十周年記念』（阿波学会・岡本韋庵調査研究委員会編、2004年）参照。
- 7 梁啓超「東籬月旦」『文集』4、pp. 93-94。
- 8 前掲狭間直樹編『善隣協会・善隣訳書館関係資料—徳島県立図書館蔵「岡本韋庵先生文書」所収一』p9。
- 9 たとえば、元田天牛氏は「支那翻訳事業」の中で、以下のように述べている。「版權と云うものは大なる権利であるけれども、我々日本人は果たして支那人に対して之れを主張し得るや否やを反省せねばならぬ、我国の過去千数百年間の歴史を回顧して見る時は、苟くも人情を解する者は、此の如き自分勝手なることは言はるべき筈でないと思う、我々の祖先より今日の我々に至る迄が、如何に多くの恩を支那人に負うて居るか、支那の書籍を読み支那の文字を借り支那の聖人の教えをも学び得たることを思わば、人情を解する者ならば感謝の念は胸中に燃えねばならぬ、今日の支那人に向かって、妄りに我が著書を訳すことを許さずなど言ひ得べきものでない。」『教育時論』661、開発社、1903年、p22。
- 10 拙論「明治期日本書漢訳問題をめぐる日中間の議論」（『現代中国研究』第26号、2010年）を参照。
- 11 前掲、李明山「梁啓超：近代中国倡導版權的第一人」p314。
- 12 「論訳書」（『文集』4、p76）では「当以尽訳西国章程之書為第一」「今既知学校為立国之本、則宜取其学堂定課之書、翻成浅語、以頒於各学」「今日之計、其急於改憲法、必尽取其国律、民律、商律、刑律等書、而広訳之」と述べている。「大同訳書局叙例」（『時務報』第42冊、1897年10月16日）では「本局首訳各国変法之事、及将変未変之際一切情形之書、以備今日取法。訳学堂各種功課書、以備誦読。訳憲法書、以明立国之本。訳章程書、以資弁事之用。訳商務書、以興中国商学、挽回利権」と述べている。
- 13 狭間直樹「善隣訳書館について」『東亜』417、2002年、p51。
- 14 前掲、狭間直樹編『善隣協会・善隣訳書館関係資料—徳島県立図書館蔵「岡本韋庵先生文書」所収一』p36。